

柏尾町内会会則

第1章

名称

第1条

- 1 本会は柏尾町内会と称す。
- 2 会の区域は、以下の通りとする。
戸塚区柏尾町1番地から756番地まで、758番地から803番地まで、805番地から814番地まで、815番地の一部、816番地から1,129番地まで、1,131番地から1,139番地まで、1,141番地から1,155番地まで、1,157番地から1,350番地まで、1,352番地の一部、1,353番地から1,380番地まで、1,381番地の一部及び1,382番地から1,410番地まで並びに上柏尾町206番地、210番地の一部の区域。

第2章

事務所

第2条

本会の事務所を 横浜市戸塚区柏尾町1218番地の2 柏尾町内会館に置く。

第3章

組織及び目的

第3条

- 1 本会の会員は第1条2項に定める区域に住所を有する個人とし、正当な理由がなければ加入を拒むことはできない。また、退会は自由とする。
- 2 本会の活動を賛助する法人及び団体は特別会員となることができる。
- 3 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、町内の福利増進並びに親睦を図ることを目的とする。
 - (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 - (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
 - (3) 集会施設の維持管理
 - (4) 区域内で催す各種親睦行事の開催と運営

第4章

役員及び任期

第4条

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 3名 |
| (3) 会計 2名 | (4) 監事 2名 |
| (5) 評議員 若干名 | (6) 組長 若干名 |

第5条

会長は本会に顧問及び相談役を委嘱することができる。

第6条

役員任期は原則として2ヶ年とし、補欠により就任した者は前任者の残存期間とし、再任を妨げない。

第7条

- 1 役員は総て投票又は推薦により定める。
- 2 会長、副会長、会計及び監事は総会において選任する。

第5章

任務

第8条

会長は本会を代表する。

第9条

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第10条

会計は本会の会計を掌る。

第11条

監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

第12条

評議員は受持組を代行し連絡協調を計る。

第13条

組長はその地域(組)毎の連絡、会費の徴収を行う。

第6章

会議

第14条

会議の種別は次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|----------|----------|---------|
| (1) 総会 | (2) 臨時総会 | (3) 評議員会 | (4) 役員会 |
|--------|----------|----------|---------|

第15条

- 1 総会は毎年1回会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
- 4 総会で行う議事は次の事項とする。
 - (1) 事業案の審議及び承認
 - (2) 役員を選任
 - (3) 予算の審議、及び決算の承認
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、会の運営上必要な事項
- 5 総会の開催は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、止むを得ない場合は、委任状をもって出席にかえる事ができる。
- 6 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。
- 7 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 8 役員が会則に違反し、あるいは本会の体面を汚す行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第16条

臨時総会は役員会の要請がある時、又は会員の3分の1以上の要求があった時、会長が招集する。

- 第17条 評議員会は随時開催し、各種の事項を協議する。
第18条 1 役員会は会長が必要ありと認めたる時招集する。
2 役員会は、次の役員をもって構成する。
(1) 会長 (2) 副会長 (3) 会計 (4) 相談役及び顧問
(5) 評議員 (6) 第21条で規定する各部の代表 (7) 地域推薦団体代表
(8) 子供会代表 (9) 柏和会代表 (10) 総会で承認された各種委員会代表
3 役員会は構成員の過半数の出席をもって成立する。
4 役員会の議長は役員の間選にて選出する。
5 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第7章

会計

- 第19条 1 会費は一般会費・特別会費とし、総会においてその額を決定する。
2 一般会費は月額500円とする。
3 会員は総会において定められた会費を納入しなければならない。
但し、同一世帯において、複数の会員が存する場合、代表者1名の納入があれば、他の会員の会費はこれを免除することが出来る。
4 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 別に定める財産目録記載の資産
(2) 会費
(3) 活動に伴う収入
(4) 資産から生ずる果実
(5) その他の収入
5 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。
6 本会の資産に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において2分の1以上の議決を要する。
第20条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章

事業

- 第21条 本会の運営を円滑にするために次の8部を置き、各部長を会長が指名する。
総務部 事業推進部 保健活動部 防災部
防犯部 青少年部 婦人部 環境事業推進部
第22条 各部長は本会役員の間兼任を妨げない。
第23条 各部長は、部員と共に会長の要請に応え各種事業の遂行に努める。

第9章

付則

- 第24条 1 本会則は、総会の決議を経、かつ、横浜市戸塚区長の認可を受けなければ変更することはできない。
2 本会を解散する場合は、総会の3分の2以上の承諾を得なければならない。
第25条 本会の運営に関する細則は別途これを定める。
① 柏尾町内会館利用規約(平成21年4月26日 定期総会にて承認)
② 資機材の購買に関する規定(平成21年7月26日 役員会にて承認)
③ 役員選出規定(平成22年1月24日 役員会にて承認)
第26条 本会則は昭和55年4月1日より施行する。
平成14年4月29日 一部改正。
平成19年4月29日 一部改正。
平成20年4月27日 一部改定。
平成21年4月26日 一部改定。
平成22年4月25日 一部改定。
平成28年4月24日 第19条2項 改定